

保険料



被保険者一人ひとりに保険料を納めていただきます。
みなさんが納める保険料は医療給付費の大切な財源となります。

保険料の決め方

保険料率（「均等割額」と「所得割率」）は、被保険者の医療給付費（医療費総額から自己負担額を除いた額）の約1割を、被保険者全員でまかなえるように算定します。

- 保険料率は2年ごとに見直されます。（令和6・7年度は同一）なお、千葉県内で均一です。
- 保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で決定します。
- 4月1日から翌年3月31日までの1年間の金額を決定します。
（年度の途中で新たに被保険者となったときは、その月から月割りで計算します。）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \text{(限度額80万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人当たり} \\ \text{43,800円} \\ \hline \end{array} + \left(\frac{\text{賦課のもととなる所得金額}^*}{\text{所得金額}^*} \right) \times \text{所得割率 9.11\%}$$

※ 賦課のもととなる所得金額＝総所得金額等（前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計）－43万円（基礎控除）

- 退職所得、非課税所得（遺族年金・障害年金・失業給付など）は、含まれません。
- 各種所得控除（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除など）は、適用されません。
- 「総合課税分」と「申告分離課税分」のそれぞれについて、損益通算、各繰越損失額・特別控除額・所得金額調整控除額の控除を行います（繰越雑損失は控除しません）。
- 合計所得金額が2,400万円を超える場合は基礎控除額が減少し、2,500万円を超える場合は基礎控除の適用がありません。

保険料のめやす

下表は、1人世帯で公的年金収入のみの方の保険料額のめやすです。
所得状況に応じて、保険料の軽減が受けられる場合があります。（➡25ページ）

1人世帯で公的年金収入のみの場合

公的年金収入額	公的年金等に係る雑所得の金額（総所得金額等 ①）	均等割額 ②	所得割額 ③ {(①－43万円)×9.11%}	年間保険料額 (②＋③)
120万円	10万円	7割軽減 13,140円	0円	13,100円
170万円	60万円	5割軽減 21,900円	15,487円	37,300円
200万円	90万円	2割軽減 35,040円	42,817円	77,800円
240万円	130万円	43,800円	79,257円	123,000円
280万円	170万円	43,800円	115,697円	159,400円

（年間保険料額は100円未満切り捨て）